令和7年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

相談系説明項目		
1 情報共有の徹底・適切な対応	7 相談支援従事者現任研修	
2 人員基準等の毎月の確認	8 相談支援員	
3 申請・変更・廃止等の手続	9 秘密保持等	
4 障害者の意思決定支援の推進	10 業務管理体制の整備	
5 各種減算	11 意思決定支援ガイドライン	
6 情報公表制度	12 行政処分	

障害福祉課障害施設係

1 情報共有の徹底・適切な対応について

運営指導での指導内容、請求エラー内容を見ると変更届出が提出されていない内容の請求がされていたり、人員基準を満たしていない例などが見られた。

- →以下の情報を確認するとともに、事業所内の 従業員での情報共有を図る。
- 運営規程
- 付表12,13(営業時間、対象者、その他の費用など)
- 利用者との契約の際の重要事項説明書
- ・サービス等利用計画

2 人員基準等の毎月の確認について

- 別紙1(介護給付費等の算定に係る体制等 状況一覧表)
- 別紙2(従業者の勤務の体制及び勤務形態 一覧表)
- 別紙2-3(前年度平均利用者数)

H30年度から相談支援専門員の標準担当件数(35件/月)が設定されていますので、利用状況の把握を行ってください。

3 申請・変更・廃止等の手続について

- (1)指定申請、更新申請
 - ***事業開始(更新)予定日の2か月前まで

(2)廃止届、休止届・・・1か月前まで

(3)再開届・・・<u>再開の日から10日以内</u>

提出期限を厳守してください。

3 申請・変更・廃止等の手続について

- (4)変更届
 - ①介護給付費に関するもの以外
 - ***変更のあった日から10日以内
 - ②介護給付費に関するもの 毎月15日以前・・・翌月から算定 毎月16日以降・・・翌々月から算定 算定要件を満たさなくなった場合 →変更または終了の届出を速やかに

提出期限を厳守してください。

4 障害者の意思決定支援の推進について

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進(運営基準への位置づけ)

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、<u>相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。</u>

【取扱方針】

・ 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- ・ <u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮</u>しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での<u>適切な支援内容の</u> 検討をしなければならない。
- ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)に当たり、<u>利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合</u>には、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。
- ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、<u>利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対</u> する意向等を改めて確認する。
- ※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した<u>個</u>別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- ・サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。
- ※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考)障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

5 各種減算について

【虐待防止措置未実施減算】

令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未 実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬 を減算する。

- ①基準
- ・虐待防止委員会を定期的(1年に1回以上)に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(1年に1回以上)に実施すること。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ②減算単位 所定単位数の1%

5 各種減算について

【業務継続未策定減算】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉 サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業 務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染 症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未 策定の場合、基本報酬を減算する。

①基準

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。
- 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。
- ②減算単位 所定単位数の1%を減算

6 情報公表制度について

【主旨·目的】

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- 〇このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び 児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対し て障害福祉サービスの内容等を都道府県知事(※)へ報告す ることを求めるとともに、②都道府県知事(※)が報告された 内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズ に応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする。 (平成30年4月施行)
 - ※鹿児島市の場合は市長。

6 情報公表制度について

【公表の方法】

WAM NET(ワムネット:独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト)の「障害福祉サービス等情報公表システム」において公表。

【報告の方法】

事業所が直接情報公表システムにログインし入力

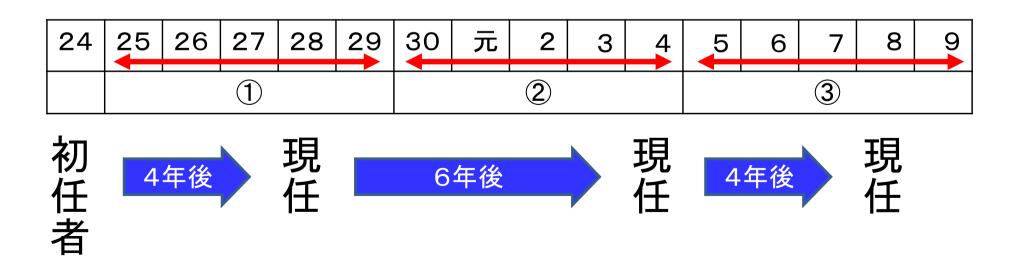
【報告時期】

毎年5月に情報公表の内容について更新すること。 (新規事業者は指定後2月以内に報告)

※未報告の場合は、情報公表未報告減算(所定単位数の5%) の対象となります。

7 相談支援従事者現任研修

- ・初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年ごとの年度末までに1回以上修了する必要あり。
- ・修了しないと相談支援専門員の資格が失効。



8 相談支援員について

【計画相談支援・障害児相談支援】

機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。

以下の取扱いができます。

記

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所における機能強化型の取扱件数において1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する

相談支援専門員と同様市への届出が必要。職名においてその他の職員と区別を

9 秘密保持等について

- ・正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者 又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必 要な措置を講じなければならない。
- ・他の事業所へ利用者等の情報を提供する際は、 あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておか なければならない。
- ・従業者の秘密保持義務について、在職中及び退職 後における秘密保持義務を職業規則又は雇用契約 書、誓約書等に明記すること。
- 利用者及びその家族から個人情報の利用について 同意を得ておくこと。

10 業務管理体制の整備について

【趣旨】

事業者等は、事業の適正な運営を確保するため、法令順守等の業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出ることになっている。

まだ提出していない法人、または届出内容に変更のあった法人はすみやかに届出を行ってください。(詳しくは市ホームページを参照)

【届出先】

	事業所等の所在地	届出先
(1)	すべての事業所等が、鹿児島市内に所在する場合	鹿児島市
(2)	すべての事業所等が、鹿児島県内に所在する場合(上記 (1)を除く)	鹿児島県
(3)	すべての事業所等が、複数の都道府県に所在する場合	厚生労働省

【整備する業務管理体制の内容】※1事業所の数はサービス種類ごとに数える。

事業所数 ※1	届出事項
1以上20未満	①法令順守責任者の専任
20以上100未満	①及び②法令遵守規程の概要
100以上	①、②及び③業務執行の状況の監査の方法の概要

11 意思決定支援ガイドライン

(1) 意思決定支援とは・・・

自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、<u>可能な限り本人が</u>自ら意思決定できるよう支援し、

本人の意思の確認や意思及び選考を推定し、支援を尽くしても本人の意思及 び選考の推定が困難な場合には、<u>最後の手段として本人の最善の利益を検討</u> するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

本人の 判断能力

障害者本人の判断 能力の程度について の慎重なアセスメント が重要

意思決定が 必要な場面

①日常生活における 場面(食事、外出、余 暇活動 等) ②社会生活における 場面(自宅→GH、施 設→地域等への移行 等

人的・物理的環境 による影響

- ・本人に関わる職員や 関係者による人的な 影響
- ・環境による影響
- ・本人の経験の影響

11 意思決定支援ガイドライン

(2) 意思決定支援の基本的原則

- ① 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うこと
- ② 職員等の価値観においては<u>不合理と思われる決定</u>でも、<u>他者への権利を</u> 侵害しないのであれば、その選択を尊重する姿勢が求められる
- ③ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る<u>関係者が集まり</u>、本人の行動に関する記録やこれまでの生活史、人間関係等の様々な<u>情報を把握し、根拠を明確にしながら本人の意思及び選好を推定</u>する

(3) 最善の利益の判断(本人の意思の推定が困難な場合)

本人の意思の推定が困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断することとなる。(最後の手段)

(留意点)

- ① メリット・デメリットの検討
- ② 相反する選択肢の両立
- ③ 自由の制限の最小化

11 意思決定支援ガイドライン

(4) 意思決定支援の枠組み

意思決定支援責任者の選任とアセスメント (相談支援専門員やサービス管理責任者との兼務可)



意思決定支援会議の開催 (サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可)



意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、支援結果等の記録



モニタリングと評価及び見直し

12 行政処分について

- ・今般、本市の障害福祉サービス事業所等に対して、従業者による虐待や報酬を不正に請求するなどの事由により行政処分を 行ったところです。
- ・今回の事案は、障害者の尊厳を害するのみならず、制度全体の信頼を損なうもので到底許されるものではありません。
- 事業所等におかれましては、国の基準省令やガイドライン等の 遵守など適切な運営をお願いします。
- ・処分事案の概要(鹿児島市ホームページ)

https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/fukushi/syofuku/syougaisyasougoushiennhougyouseisyobun.html